

片品村教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱

平成 21 年 2 月 10 日

片品村教育委員会要綱第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、片品村教育委員会以外のものが行う事業等について共催、後援又は協賛(以下「後援等」という。)の名義使用を承認する場合の基準、その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 後援等の名義使用承認の形態は、次のとおりとする。

(1) 共催

事業の企画又は運営に参加し、当該事業の実施について責任の一部を分担することをいう。

(2) 後援

事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について援助又は協力することをいう。

(3) 協賛

事業の趣旨に対して賛意を表するものをいう。

(後援等の名義)

第 3 条 後援等において承認する名義は、「片品村教育委員会」とする。

(使用承認の基準)

第 4 条 後援等の名義使用承認は、主催者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 学校等の教育機関又はこれらの連合体

(3) 公益法人又はこれに準ずる団体

(4) 新聞社又は放送局等の報道機関

(5) その他主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断される団体

2 前項に定めるもののほか、後援等の名義使用承認は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 事業の目的及び内容があきらかに教育、福祉、学術、文化振興及びスポーツの普及向上に寄与すると認められるもので、公益性のあるものであること。

(2) 営利を主たる目的としないものであること。

(3) 宗教的目的を有しないものであること。

(4) 政治的目的を有しないものであること。

(5) 保健衛生及び災害防止について必要な措置が講じられていること。

(6) 主催者が徴収する入場料等が、事業の内容及び規模からみて、適当と認められるものであること。

(7) 片品村の後援等の承認を受けていない事業、又は受ける予定がない事業であること。ただし、事業を行う上で名義を重ねて用いることが特に必要と認められた場合を除く。

(申請手続)

第5条 後援等の名義使用承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、後援等名義承認申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(使用承認の手続)

第6条 前条の規定に基づく申請があったときは、第4条の使用承認の基準により審査し、その諾否を申請者に通知(様式第2号)するものとする。なお、名義使用を承認する場合にあっては条件を付して通知するものとする。

2 後援等の名義使用承認に関する事務処理は、総務係において行うものとする。

(承認の条件)

第7条 前条第1項に規定する名義使用承認の条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 名義使用承認後、事業計画に変更があった場合は直ちに届け出ること。
- (2) 事業終了後14日以内に、事業実施報告書(様式第3号)を提出すること。
- (3) その他必要とする事項

(承認の取消し等)

第8条 承認書の交付後であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消することができるものとする。

- (1) 事実と相違する申請書により承認を受けたとき。
- (2) 承認の条件に違反したと認められるとき。
- (3) その他、片品村教育委員会の後援等名義使用事業としてふさわしくない事実が判明したとき。

2 後援等名義の無断使用があった場合は、警告を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月10日より施行する。

様式第1号(第5条関係) 略

様式第2号(第6条関係) 略

様式第3号(第7条関係)